

公益社団法人日本パークゴルフ協会表彰規程

(平成23年2月24日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という）の発展に功績のあった会員及び会員以外の者、並びに団体等を表彰することを目的とする。

(表彰の対象及び方法)

第2条 この規定による表彰は、次のとおりとする。

- (1) 日本協会役員として4年以上在職し、日本協会発展に功績のあった者
 - (2) 日本協会連合会長及び事務局長として4年以上在職し、功労顕著な者
 - (3) 日本協会市区町村パークゴルフ団体の代表として8年以上在職し、功労顕著な者
 - (4) 日本協会主任指導員として8年以上在任し、退任した者
 - (5) 日本協会の組織団体又はその役員として、特に日本協会の発展に功労のあったもの
 - (6) コース会員、賛助会員その他の個人又は団体で、特に日本協会の発展に功績のあったもの
- 2 前項の表彰対象のうち、第3号、第4号、第5号、第6号の規定による表彰を重複して表彰することはできない。ただし、表彰の対象となる適用年数については重複期間を除き通算することができる。
- 3 表彰は、被表彰者の推薦書（別記様式1）の提出により、次条の審査を経て決定する。
- 4 表彰の方法は原則として表彰状を贈呈して行う。ただし、特に必要がある場合は感謝状によることができる。
- 5 被表彰者には、記念品を贈る。

(表彰の種類)

第3条 表彰は、理事会の審査を経て行う通常の表彰と、記念事業等不定期に行う表彰で、その記念事業実行委員会等の審査を経て行う場合の2種類とする。

(表彰行う時期)

第4条 表彰を行う時期は、通常の表彰は毎年定時総会の日とし、不定期に行う表彰は、記念事業実行委員会等が決める日とする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則(平成23年2月24日、第3回理事会制定)

- 1 この規程は、特定非営利活動法人国際パークゴルフ協会（以下「国際協会」という。）が平成12年7月14日に制定した「国際協会表彰規程」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月1日から施行する。
- 2 在職年数が、この規程による表彰の適用条件となる場合の、国際パークゴルフ協会及び特定非営利活動法人国際パークゴルフ協会における在職年数は、この規程による在職年数に加算する。

附 則(平成28年2月18日、第2回理事会改定)
この規程は平成28年10月1日から施行する。